

奥三面ダム操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 奥三面ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 奥三面ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持および発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 「洪水」とは、この規則において流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という）が、毎秒 200 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期および非洪水期)

第4条 洪水期および非洪水期は次の各号に規定する期間とする。

- (1) 洪水期 6月15日から9月30日までの間
- (2) 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの間

(水 位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 229.0 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 229.0 メートルとする。

(制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第15条の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高 213.2 メートルとする。

(確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、次の各号に掲げる日（以下この条において「基準日」という。）にあっては、それぞれ当該各号に定める水位、基準日以外の日にあっては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第18条第1項第3号、第21条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

- (1) 3月 5日 標高 188.00 メートル
- (2) 3月 10日 標高 188.13 メートル
- (3) 3月 15日 標高 188.00 メートル
- (4) 5月 25日 標高 188.00 メートル
- (5) 7月 15日 標高 196.35 メートル
- (6) 7月 31日 標高 196.35 メートル
- (7) 9月 15日 標高 188.00 メートル

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 213.2 メートルから標高 229.0 メートルまでの容量 54,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 188.0 メートルから標高 213.2 メートルまでの容量 54,000,000 立方メートルのうち最大 14,000,000 立方メートルを利用し、非洪水期にあつては、標高 188.0 メートルから標高 229.0 メートルまでの容量 108,000,000 立方メートルのうち最大 14,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、洪水期にあつては標高 188.0 メートルから標高 213.2 メートルまでの容量 54,000,000 立方メートルを利用し、非洪水期にあつては標高 188.0 メートルから標高 229.0 メートルまでの容量 108,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。ただし、発電が第9条に規定する確保水位以下の容量を利用するときは、第18条第1項第3号、第21条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えないように行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 村上地域振興局長（以下「局長」という。）は、新潟地方気象台から流域に係わる降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 新潟県土木部河川管理課、新潟地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、

気象および水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関する必要な措置。

(洪水調節)

第 15 条 洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

2 非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 16 条 前条第 1 項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。

2 前条第 2 項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 17 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 18 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

(1) 非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。

(2) 第 25 条の第 1 項の規定により、ダム本体等の点検または整備を行うため必要があるとき。

(3) 前項各号の一に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の奥三面発電所（以下発電所という）の使用水量を含めた放流量の限度は、洪水期においては毎秒 100 立方メートルとし、非洪水期においては毎秒 110 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 19 条 局長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 20 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他にあっては流入量に相当する量からそれぞれ発電所の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 21 条 局長は、流水の正常な機能の維持の必要があると認める場合には、別表第 1 の各地点において同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

但し、放流量の限度は、第 18 条第 2 項の定めるところによる。

(放流量の決定)

第 22 条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期および放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の決定をしようとする場合においては、当該ダムの放流が第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 21 条の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第 23 条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合で、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 24 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検および整備)

第 25 条 局長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池およびダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検および整備を行わなければならない。

(観 測)

第 26 条 局長は、細則で定めるところにより、ダム操作するため必要な気象および水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第 27 条 局長は、ゲート等を操作し、第 25 条の規定による計測、点検および整備を行い、または前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(雑 則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 8 日から適用する。

別表第 1 (第 21 条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

| 地 点 名 | 期 間 | 水 量 |
|---------|-----|--------|
| 奥三面ダム地点 | 通 年 | 0. 7 |
| 泉町利水地点 | 通 年 | 1 5. 2 |